

# 熊野川減災協議会の 取組方針の見直しについて

# 取組方針の変遷

- 熊野川下流部では、水防災意識社会再構築ビジョンを踏まえ、沿川市町、県、地方気象台、近畿地方整備局で構成される「熊野川下流部減災対策協議会」を平成28年6月に設立した。
- 平成29年5月には、水防法の改正により和歌山県・三重県管理河川も対象となったことから、「熊野川減災協議会」と名称を変更し、構成機関に係る市町を追加した。
- 平成23年9月台風第12号による浸水の教訓を踏まえて、**平成32年度（令和2年度）までの5年間で達成すべき目標**を掲げ、毎年開催する減災対策協議会にて取組状況を共有してきた。

平成28年7月21日 第2回減災対策協議会にて取組方針を決定

## 5年間で達成すべき「目標」

計画規模を上回る洪水による被災経験を踏まえて、いかなる洪水に対しても、**一人一人が命を守る行動**をとり、発生しうる**被害を最小限**に食い止めることとし、**社会経済活動の早期回復**を可能とする**防災・減災社会**を作る。

## 目標達成に向けた5本柱の取組

- ① 迫りくる危機を把握し、事前に回避するための**避難行動、自主防災意識の向上**
- ② **的確な状況把握**とそれに応じた**効果的な水防活動**の実施
- ③ 洪水を安全に流下させる河道と被害を最小限に食い止める**粘り強い堤防の整備**
- ④ 被害発生を防ぎ、一刻も早く浸水を解消させるための**排水施設の運用**
- ⑤ 被災後の**迅速な復旧・復興の実現**

平成29年7月13日 第4回減災対策協議会にて構成機関を追加

<変更点> ・概ね5年で実施する取組について、取組機関を明示

平成30年12月25日 第5回減災対策協議会にて取組方針を改定

<変更点> ・概ね5年で実施する取組について、取組機関を明示

令和元年9月4日 第6回減災対策協議会にて取組方針を改定

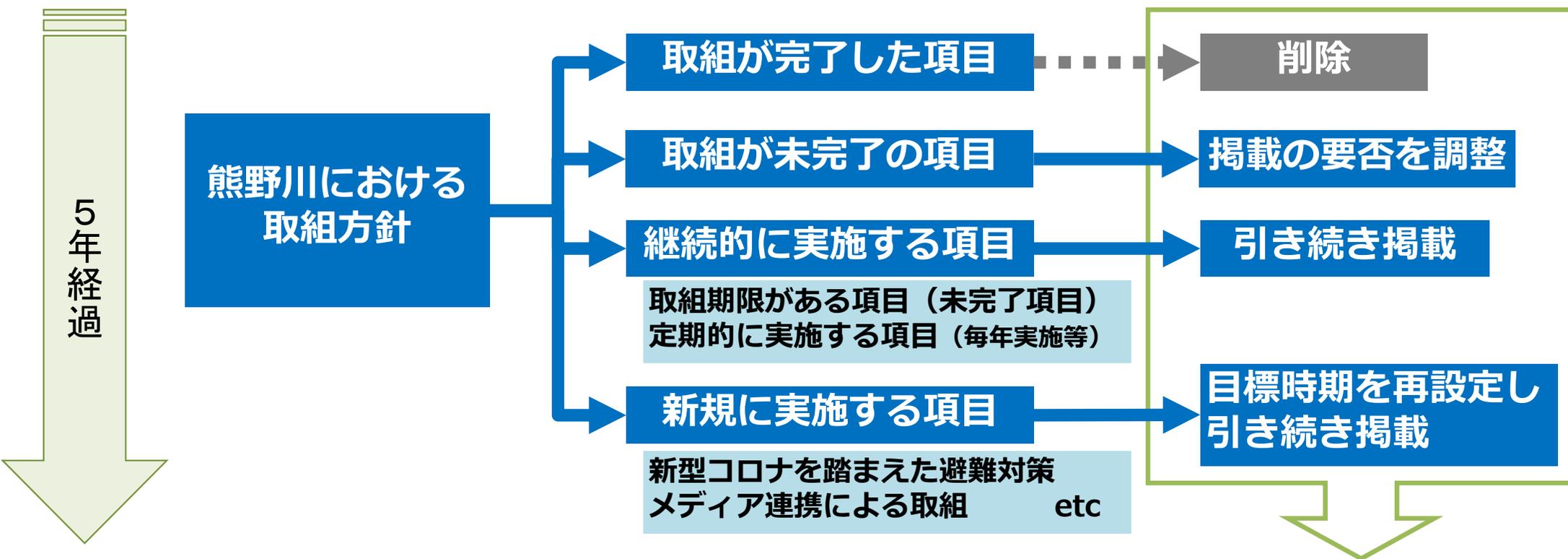
<変更点> ・「緊急行動計画の改定」の公表（平成31年1月）に伴う取組内容の追加  
・「市田川大規模浸水対策計画」の策定（平成31年3月）に伴う取組内容の追加

# 取組方針の見直しについて

- 「水防災意識社会再構築ビジョン」に基づく熊野川の実行方針の策定から、**今年度末で5年経過**することから、**来年度に実行方針の見直し**を行う。
- 今年度は、R2出水期後に各機関の実行状況を把握した上で、現在挙げている実行項目を「**実行が完了した項目**」「**来年度以降も継続的に実施する項目**」「**新規に実施する項目**」の3つにふるい分け、実行方針の改定案を作成する。

平成28年7月21日～ 減災対策協議会で実行項目の進捗を確認

R2出水期後により調整開始



令和3年度（来年度） 実行方針を改定